

平成 2 8 年 度

一 般 会 計 予 算 書
並 び に 予 算 に 関 す る 説 明 書

涌 谷 町

涌 谷 町 一 般 会 計 予 算

並びに予算に関する説明書

議案第29号

平成28年度涌谷町一般会計予算

平成28年度涌谷町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,064,883千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月3日 提出

涌谷町長 大橋 信夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 町税		1,425,137
	1 町民税	556,275
	2 固定資産税	671,605
	3 軽自動車税	46,200
	4 町たばこ税	151,057
2 地方譲与税		95,401
	1 地方揮発油譲与税	28,000
	2 自動車重量譲与税	67,400
3 利子割交付金		697
	1 利子割交付金	697
4 配当割交付金		6,563
	1 配当割交付金	6,563
5 株式等譲渡所得割交付金		3,402
	1 株式等譲渡所得割交付金	3,402
6 地方消費税交付金		305,785
	1 地方消費税交付金	305,785
7 ゴルフ場利用税交付金		15,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	15,000
8 自動車取得税交付金		24,453
	1 自動車取得税交付金	24,453
9 地方特例交付金		4,700
	1 地方特例交付金	4,700
10 地方交付税		2,770,000
	1 地方交付税	2,770,000
11 交通安全対策特別交付金		1,943
	1 交通安全対策特別交付金	1,943
12 分担金及び負担金		46,044
	2 負担金	46,044
13 使用料及び手数料		69,577
	1 使用料	59,534
	2 手数料	10,043
14 国庫支出金		691,574

(単位：千円)

款	項	金額
	1 国庫負担金	346,684
	2 国庫補助金	341,346
	3 委託金	3,544
1 5 県支出金		455,895
	1 県負担金	221,952
	2 県補助金	194,811
	3 委託金	39,132
1 6 財産収入		154,118
	1 財産運用収入	14,118
	2 財産売却収入	140,000
1 7 寄附金		9,600
	1 寄附金	9,600
1 8 繰入金		290,969
	1 特別会計繰入金	5,341
	2 基金繰入金	285,628
1 9 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
2 0 諸収入		177,360
	1 延滞金加算金及び過料	150
	2 町預金利子	100
	3 貸付金元利収入	91,993
	5 雑入	85,117
2 1 町債		506,665
	1 町債	506,665
歳 入	合 計	7,064,883

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		97,768
	1 議会費	97,768
2 総務費		842,854
	1 総務管理費	659,253
	2 徴税費	113,766
	3 戸籍住民基本台帳費	58,932
	4 選挙費	8,117
	5 統計調査費	965
	6 監査委員費	1,821
3 民生費		1,905,187
	1 社会福祉費	1,285,434
	2 児童福祉費	619,137
	3 災害救助費	616
4 衛生費		900,465
	1 保健衛生費	201,024
	2 清掃費	346,187
	3 上水道費	0
	4 医療福祉センター費	353,254
6 農林水産業費		447,296
	1 農業費	446,529
	2 林業費	767
7 商工費		154,114
	1 商工費	154,114
8 土木費		687,526
	1 土木管理費	43,829
	2 道路橋りょう費	345,705
	3 都市計画費	278,752
	4 住宅費	19,240
9 消防費		277,947
	1 消防費	277,947
10 教育費		747,992
	1 教育総務費	207,984
	2 小学校費	68,994

(単位：千円)

款	項	金額		
	3 中学校費	51,777		
	4 幼稚園費	171,210		
	5 社会教育費	97,541		
	6 保健体育費	150,486		
1 2 公債費		985,495		
	1 公債費	985,495		
1 4 予備費		18,239		
	1 予備費	18,239		
歳	出	合	計	7,064,883

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種の営業を行っている中小企業者に対する利子補給	平成29年度から 平成32年度まで	中小企業振興資金支払利息のうち1.0%を上回り1.5%までの額
中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種の営業を行っている中小企業者に対する利子補給	平成29年度から 償還期間満了まで	中小企業振興資金支払利息のうち1.5%を上回り2.0%までの額
宮城県信用保証協会に対する損失補償	平成29年度から 償還期間満了まで	中小企業振興資金制度に基づき債務保証したものについて損失を受けた場合、実績額の60%を限度とし、7,000千円を超えない額
涌谷町水洗便所等改造資金融資あっせん要綱に基づき融資を受けた者に対する利子補給	平成29年度から 償還期間満了まで	水洗便所等改造資金借入額の利子に相当する額
涌谷町水洗便所等改造資金の融資に関する利子補給及び損失補償契約に基づく損失補償	平成29年度から 償還期間満了まで	融資総額の未償還元金の10%に相当する額
涌谷町福祉計画策定等業務委託料	平成29年度	8,689千円

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農 業 生 産 基 盤 整 備 事 業	41,300	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	5.0%以内（ただし利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び銀行等引受資金等について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	起債年度から据置期間を含め30年以内に元利均等償還又は元金均等償還により償還する。ただし、融資条件又は財政の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
道 路 整 備 事 業	5,400	〃	〃	〃
辺 地 対 策 事 業	104,000	〃	〃	〃
災 害 公 営 住 宅 整 備 事 業	3,200	〃	〃	〃
地 域 活 性 化 事 業	2,600	〃	〃	〃
児 童 福 祉 施 設 整 備 事 業	4,100	〃	〃	〃
幼 稚 園 施 設 整 備 事 業	3,100	〃	〃	〃
臨 時 財 政 対 策 債	234,000	〃	〃	〃
借 換 債	108,965	〃	〃	〃
計	506,665			